

社会福祉法人同仁会自主研修促進規程新旧対象表(案)

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会自主研修促進規程</p> <p>第2条 社会福祉法人同仁会（以下「法人」という。）が支援する対象事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>第5条 前条の規定に基づき申請書を受理した施設長等は、社会福祉法人同仁会定款施行細則（以下「定款細則」という。）第22条第1項に規定する経営役員会に諮らなければならない。</p> <p>2 前項において、経営役員会が適当と認めた場合は、<u>定款細則第22条第3項に規定する代表経営役員は定款細則第21条第1項に規定する常任役員会に諮らなければならない。</u></p> <p>3 理事長は、前項に規定する<u>常任役員会</u>の意見を参考に承認を決定する。</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会自主研修促進規程</p> <p>第2条 社会福祉法人同仁会（以下「法人」という。）が支援する対象事業は、<u>法人経営又は施設管理運営に有益と認められるもので</u>次の各号のとおりとする。</p> <p>第5条 前条の規定に基づき申請書を受理した施設長等は、社会福祉法人同仁会組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）第8条第1項に規定する経営役員会に諮らなければならない。</p> <p>2 前項において、経営役員会が適当と認めた場合は、<u>組織及び管理規則第8条第3項に規定する代表経営役員は社会福祉法人同仁会就業規則第3条第2項に規定する管理職員の会議に諮らなければならない。</u></p> <p>3 理事長は、前項に規定する<u>管理職員の会議</u>の意見を参考に承認を決定する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>